

熊本県税条例の改正について（令和元年 11 月議会）

今回改正した熊本県税条例の改正内容は以下とおりです。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の引用規定について

（１）概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により法律名の改正及び条項が追加されたことに伴い、条例中、以下の規定で引用する同法の条項が繰り下げられたため改正を行うものである。

- ① 災害等による期限の延長（第 15 条第 2 項）
- ② 環境性能割の納付の方法（第 100 条の 6 第 5 項）
- ③ 種別割の徴収の方法の特例（第 105 条の 2）

（２）施行日

公布の日

【参考】

- ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律とは
行政への申請等の手続きについて、電子情報処理組織を用いた方法によることができるよう共通事項を定めた法律。